

Vol
86
2024

法務省だより あかれんが

《本号の注目記事》

- 今年度の再犯防止啓発月間の取組をお届けします！
- 「変わっていく時間」に寄り添いながら～第74回“社会を明るくする運動”～
- 「第3回アジア太平洋刑事司法フォーラム」(Crim-AP)を開催しました！
- シンポジウム「法整備支援へのいざない」を開催しました
- 東ティモール現地セミナーを開催しました



《特集記事》

- 01 今年度の再犯防止啓発月間の取組をお届けします！
- 03 「変わっていく時間」に寄り添いながら
～第74回“社会を明るくする運動”～
- 07 「第3回アジア太平洋刑事司法フォーラム」(Crim-AP)を開催しました！
- 10 シンポジウム「法整備支援へのいざない」を開催しました
- 13 東ティモール現地セミナーを開催しました

《常設記事》

- 15 お答えします～「訟務」について～
- 16 記者が行く！
～第1回 ASEAN・G7 ネクスト・リーダーズ・フォーラム～

《連載記事》

- 20 そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.65
～令和6年能登半島地震被災者のための無料法律相談について～
- 21 法制度整備支援の現場から
- 23 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.22
～法務総合研究所(研修第一部・研修第二部・研修第三部・総務企画部研修事務部門)～

今年度の再犯防止啓発月間の取組をお届けします！

再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）では、国民の皆さまに、広く再犯の防止等について関心を深めていただくため、7月を再犯防止啓発月間とする旨が定められています。法務省では、毎年、同月間を中心として再犯防止に関する広報啓発を実施しています。本年度も様々な取組を実施しましたので、その様子についてお届けいたします。

再犯防止に関する広報啓発動画の作成

再犯防止の広報啓発動画「蝶野正洋が高知東生に聞く！「薬物依存の再犯防止」」をYouTubeで公開しました。

この動画では、プロレスラーの蝶野正洋さんが、薬物事件により有罪判決を受けた経験のある俳優の高知東生さんにインタビューを行います。お二人のやりとりを通じて、犯罪や非行からの立ち直りには、その背景にあるアプローチが重要であることや周囲の方の理解や支援が大切であることをお伝えする内容となっております。

また、この広報啓発動画を一人でも多くの方に知っていただけるよう、1分程度のPR動画も作成しました。

これらの動画を令和6年7月1日（月）からYouTube 法務省チャンネルで公開したところ、本月間中（7月1日～同月31日）に102,928回の再生数となり、多くの方に視聴していただきました。

再犯防止についてあまり御存じない方でもお楽しみいただける内容となっておりますので、御覧になられていない方は、YouTube 法務省チャンネルでぜひ御覧ください！！



広報啓発動画のサムネイル画像



[QRコード](#)



PR 動画のサムネイル画像



[QR コード](#)

SNS での広報啓発活動

法務省 X や法務省再犯防止公式 note において、再犯防止啓発月間に関する投稿をしました。

なお、法務省 X では、法務省の取組だけではなく、地方公共団体で実施されている再犯防止に関する広報啓発の取組も紹介させていただきました。

終わりに

今回の特集記事では、今年度の再犯防止啓発月間における取組について、紹介させていただきました。再犯防止啓発月間は終了しましたが、引き続き、再犯防止について情報発信をしていきますので、今後の活動にも御注目ください。

「変わっていく時間」に寄り添いながら ～第74回“社会を明るくする運動”～

“社会を明るくする運動”（通称「社明（しゃめい）運動」）は、国民の皆さまが、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための国民運動として、本年で74回を数えます。本年の運動におけるコンセプトや取組について、御紹介します。

#社明 74 のコンセプト

想う、
ときには
足をとめ。

誰だって、
すぐには本音を話せない。
誰だって、
すぐには希望を抱けない。
誰だって、
すぐには変わることができない。
でも、たとえ時間がかかっても、
たとえ過去にあやまちがあっても、
誰かと一緒なら希望はある。
声をかけ、背中を押し、
あきらめずに寄り添い続ける。
信じて待つ人の存在は、
立ち直りへの大きな力になるだろう。

私たちの「待つ時間」は、
きっと誰かの
「変わっていく時間」。

主催 / 法務省
犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第74回 社会を明るくする運動

7月は“社会を明るくする運動”強調月間・再犯防止啓発月間です。
社明 しゃめい

更生ペンギンの
ササキくん 更生ペンギンの
ササキくん

第74回“社会を明るくする運動”ポスター

第74回“社会を明るくする運動”においては、保護司を始めとした更生保護ボランティアの活動に関心を持っていただき、これらの活動や地域のチカラの魅力を広く伝えていくために、「時間」の概念を広報デザインの中核に据えています。

情報通信技術の急速な発達により、私たちの生活は飛躍的に便利になりましたが、Z世代に代表される若年層を中心として、「時間をかけること」や「待つこと」をネガティブなものとして評価する風潮も生まれました。

一方で、更生保護の世界では、立ち直りを「待つこと」や「時間をかけること」は決してネガティブなものではありません。更生保護ボランティアの方々にとって、「待つ時間」とは、人が「変わっていく時間」であり、人を信じてともに「寄り添う時間」として、むしろポジティブなものと考えています。この考え方は、更生保護の真価として、現代社会にこそひとときわ光を放つものであると考えています。

#社明 74 における取組

“社明”は各都道府県、市区町村において、地方公共団体、保護観察所、民間団体等が協力して、毎年、各地域に根差した特色ある活動を展開していますが、ここでは、特に中央で実施した本年初めての取組について御紹介します。

【吉本興業とのコラボレーション】

本年7月5日（金）、法務省において「第74回“社会を明るくする運動”強調月間キックオフイベント」を開催し、その中で、保護司と保護観察中の少年との実話をもとにした再現ドラマを制作したことを発表しました。同再現ドラマに出演したFUJIWARA・原西孝幸さん、俳優の新井元輝さん、スタジオ観覧した3時のヒロイン・福田麻貴さん、コットン・きょんさんに登壇いただき、撮影現場の裏側、ドラマを通して知った保護司への思いなどを語っていただきました。再現ドラマは、法務省公式YouTubeチャンネルにて公開しておりますので、ぜひ御覧ください。



キックオフイベントの様子



[↑動画はこちらから](#)

【丸善雄松堂株式会社による広報協力】

“社会を明るくする運動”強調月間である7月の1か月間、同社及び株式会社丸善ジュンク堂書店の運営する全国の書店や図書館等において、全てのスタッフの皆様に「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」を着用いただいたほか、本運動のポスター掲示等の広報協力を行っていただきました。



書店における広報の様子

【東京都と連携した初の庁舎等ライトアップ企画】

本運動の広報の一環として、全国各地の観光スポットや施設を、同運動のシンボルカラーである黄色にライトアップする取組が広がっています。

強調月間である7月に、初の試みとして、東京都の御協力の下、東京都庁第一本庁舎及び東京ゲートブリッジにおいて、イエローライトアップを実施していただきました。これに併せ、法務省においても赤れんが棟をライトアップしました。



ライトアップの様子

運動の輪の拡大

中央行事だけではなく、各地の活動を地域の方々に知っていただき、さらにはイベントに参加いただけるよう、積極的な情報発信を行ってまいります。昨年12月には、“社会を明るくする運動”ウェブサイトを開発しました。本サイトを本運動や更生保護に関する情報発信の中核的ツールとして活用し、引き続きSNS等も効果的に活用し、一層の周知広報に努めてまいります。本運動が目指す立ち直り支援の輪に、ぜひ御参加ください。引き続き皆さま方の御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。



[“社会を明るくする運動”ウェブサイト](#)

「第3回アジア太平洋刑事司法フォーラム」(Crim-AP)を開催しました！

令和6年6月24日(月)及び同月25日(火)の2日間、「第3回アジア太平洋刑事司法フォーラム」(英語名：The 3rd Criminal Justice Forum for Asia and the Pacific 略称：Crim-AP)を開催しました。

アジア太平洋刑事司法フォーラム(Crim-AP)とは？

アジア太平洋刑事司法フォーラムは、令和3年3月に「第14回国連犯罪防止刑事司法会議」(通称：京都コンgres)において採択された「京都宣言」の内容を実施していくための取組の1つとして、法務省と国連薬物・犯罪事務所(UNODC)が共催する国際会議です。

「京都宣言」では、国際協力の強化や、法執行機関による地域ネットワークを構築することの重要性が確認されましたが、日本を含むアジア太平洋地域においては、各国相互の法制度や運用等についての理解不足などにより、国際協力には、なお改善の余地があります。

そこで、アジア太平洋地域における各国の法制度や運用等について情報共有を行い、刑事司法実務家同士のネットワークを構築することによって、国際協力の一層の強化を図るため、本フォーラムを定期開催することとしています。

第3回アジア太平洋刑事司法フォーラムの開催結果

第3回アジア太平洋刑事司法フォーラムには、日本のほか、タイ法務研究所(TIJ)、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)といった犯罪防止刑事司法ネットワーク機関(PNI)も参加し、合計で23の国・機関の実務家が集まりました。

【参加国・機関】

オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、カナダ、中国、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、東ティモール、米国、ベトナム、ASEAN事務局、米国国立司法研究所(NIJ)、タイ法務研究所(TIJ)、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)

開会式では、柴田紀子大臣官房審議官(国際・人権担当)(当時)及びマスード・カリミプールUNODC東南アジア・大洋州地域事務所長から御挨拶があり、その後、各国・機関の代表団長で記念撮影を行いました。



柴田紀子大臣官房審議官（当時）



マスード・カリミプール事務所長

そして、「京都宣言の実施に向けて：犯罪と闘うためのアジア太平洋における国際協力の強化」という全体テーマの下、国境を越えた犯罪収益の回収、又は女性受刑者の処遇等を議題とした2つの分科会に分かれ、情報共有や意見交換を行いました。



分科会の様子(1)



分科会の様子(2)

閉会式では、分科会の結果報告が行われました。2日間の議論を通じ、各国の法制度や運用等に対する相互理解が促進され、実務家同士の信頼関係が強化されました。



分科会の結果報告の様子(1)



分科会の結果報告の様子(2)



集合写真

「アジア太平洋刑事司法フォーラム」を含む京都 kongress の成果の具体化及び実施に関する情報については、以下の専用ウェブサイト又は専用 X を御覧ください。

専用ウェブサイト

https://www.moj.go.jp/Implementing_the_Kyoto_Declaration/index.html



専用 X

[@MKyotocongress](#) (日本語)

[@CongressKyoto](#) (英語)



シンポジウム「法整備支援へのいざない」を開催しました

法務総合研究所国際協力部（ICD）は、令和6年5月25日に（公財）国際民商事法センター（ICCLC）、慶應義塾大学大学院法務研究科・グローバル法研究所（KEIGLAD）、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター（CALE）との共催により、「法整備支援へのいざない」を開催しました。

このシンポジウムは、大学生や法科大学院生、若手の法律家などを対象に、法制度整備支援活動の内容を紹介するとともに、法制度整備支援に携わるためのキャリアパスの参考となることを目指して毎年開催しています。

シンポジウムの概要

まずは、導入講義として、ICDの教官から法制度整備支援やICDについて説明しました。

続いて、パネルディスカッション①「長期派遣専門家の仕事」と題して、JICA本部職員、JICA長期派遣専門家（裁判官出身、法務省民事局出身1名ずつ）をパネリストとして、JICAの取組、長期派遣専門家のこれまでのキャリア、関わった法制度整備支援活動の概要、どうすれば法制度整備支援に携わることができるのか、仕事のやりがい、それぞれの国において活動をする上で困難だったことや心掛けていること、求められる能力・資質など、多彩な内容について活発な議論が行われました。

また、パネルディスカッション②「法整備を支援するとは～ネパールの活動～」では、現地の民法整備などにも深く関与された大学教授、JICAネパール事務所長、現地への長期派遣専門家の経験を持つ弁護士であるICD調査員、ICD教官という多彩なパネリストで、ネパールの法制度整備支援の経緯、ICDとJICAの活動紹介、それぞれの立場から感じる法制度整備支援の魅力や難しさ、必要なスキルについて活発な議論がなされました。

さらに、シンポジウム終了後には、ICD教官と希望者との座談会が行われました。



【パネルディスカッション①の様子】（上段：左からJICAベトナム長期派遣専門家の大西さん（法務省民事局出身）、JICAインドネシア長期派遣専門家の國井さん（裁判官出身） 下段：左からモデレーターであるICDの建元部長、JICA本部の西木さん）



【パネルディスカッション②の様子】（上段：左からJICAネパール事務所長の太久保さん、ICDの原教官 下段：左からモデレーターであるICDの野瀬副部長、

慶應義塾大学大学院法務研究科の松尾教授、ＩＣＤの磯井調査員（元ＪＩＣＡネパール長期派遣専門家・弁護士）

参加者からの感想

参加者からは、「すごく有意義なセミナーだと思います。短時間で法制度整備支援の全体的な知識を学べることのみならず、実際に支援を行っている長期専門家の経験とネパールの実例などをお聞きでき、大変勉強になりました。」などの感想をいただきました。

終わりに

本シンポジウムの詳細な内容は、ＩＣＤが発刊している「ＩＣＤ NEWS」（<https://www.moj.go.jp/content/001422784.pdf>）に掲載されておりますので、ぜひ御覧ください。

また、「法整備支援へのいざない」は、来年も開催予定ですので、法律分野の国際協力に興味がある方々の御参加をお待ちしています。

東ティモール現地セミナーを開催しました

アジア研による東ティモール民主共和国の刑務所改革支援

国連アジア極東犯罪防止研修所（通称「アジア研」）は、国連と日本国政府との協定に基づき昭和３７年に設立された、国連の犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関の一つで、現在は法務省法務総合研究所が運営しています。アジア研では主に途上国の刑事司法実務家に対し、犯罪防止や犯罪者処遇に関する国際研修を実施しているほか、特定の国や地域を対象とする二か国支援も実施しており、東ティモールに対する刑務所改革支援もその一つです。

現在、アジア研は、かねてより東ティモール当局から要望のあった暴力防止プログラムの導入に向けて支援を行っており、今年度、東ティモールで実施した、現地矯正職員等を対象としたワークショップ（７月２４日と２５日の２日間実施）では、参加者にグループワークのファシリテーターを体験してもらう取組も行いました。

さらに、東ティモールにおいては、現在、少年用の矯正施設の建築計画が進んでいるところ（現在は少年も成人用の矯正施設に収容）、今年度のワークショップでは、非行少年や若年犯罪者の処遇についてより高い専門性を提供するため、東京矯正管区の池田管区長にも同行していただきました。池田管区長によるこれまでの経験に裏打ちされた日本の少年矯正の処遇理念等に関する講義に、参加者はとても熱心に聞き入り、終了時間を超過しても質問を求める挙手が相次ぎました。



池田東京矯正管区長による講義の様子

目に見える成果

アジア研では、東ティモールに対する支援を平成３０年から開始し、コロナ禍での中断を経つつも、毎年東ティモールを訪れ、また東ティモールから研修員を招へいして信頼関係を構築してきました。そして、今回の出張では、日本で見た矯正施設の取組

を柔軟に自国に取り込む東ティモール当局の応答性の高さに驚かされました。

例えば、首都にあるベコラ刑務所では、日本の多摩少年院の取組を参考に、敷地内に農地が開墾されたほか、刑務所による指導の一環として、受刑者が塀の外で清掃作業を実施していました。また、府中刑務所で見た所内模型図を参考に作成したベコラ刑務所の所内模型図が所長室にあり、法務省で見たキャピックショップを参照したキオスクまでもが敷地内に建築されていました。さらに、首都郊外にあるグレノ刑務所では、受刑者が職業訓練で作成したパソコンケースをお土産としていただきました。このアイデアは川越少年刑務所で学んだもので、受刑者が作業で作成したものをお土産として参観者に渡すという取組を反映したものとのことでした。

このように、彼らが日本で見聞きしたものを自国に持ち帰り、日本で得た知見をもとに、自らの組織を主体的に発展させていく姿は、まさに法務省が実施する「寄り添い型支援」の成功例の一つと言えると思います。

アジ研ではこれからも、東ティモールの歴史や文化的背景、目指す未来像を尊重しながら、東ティモールの生活に根付く丁寧な支援を実践していきたいと考えています。



ベコラ刑務所模型図
(府中刑務所の所内模型図を参考に作成)



グレノ刑務所で受刑者が作成した
パソコンケース

お答えします～「訟務」について～

Q1 訟務局は、どのようなことをしているのですか？

国を当事者（原告・被告）とする訴訟について、国を代表し、国の立場から裁判所に対する申立てや主張・立証などの活動（訟務）を行っています。

また、紛争を未然に防ぐための予防司法支援、国益に関わる国際訴訟等への支援を行っています。

Q2 国を当事者とする訴訟には、どのようなものがありますか？

例えば、国家公務員の違法な行為によって損害を受けたと主張する人が、国に対してその賠償を求めるものや、道路、空港、原子力発電所などの建設に反対する人が、国に対して建設の許可の取消しを求めるものなどがあります。

また、滞納されている国の税金を取り立てたり、国の土地を不法に占拠している人に明渡しを求めたりするなど、国から訴訟を起こす場合もあります。

Q3 予防司法支援とは、どういうものですか？

訟務局では、政府部内の法律専門家として、国の各行政機関が抱える法律問題について、各行政機関からの照会に応じて、法的な助言を行う「予防司法支援制度」を実施しています。

これは、訟務局が、行政機関が行おうとする施策や処分等が適正かどうかを事前に法的観点からチェックすることで、「法律による行政」を実現し、国民の権利・利益の保護に寄与することを目的としています。

記者が行く！

～第1回 ASEAN・G7 ネクスト・リーダーズ・フォーラム～

記 者

皆さま、こんにちは！

今回は、6月26日（水）から7月2日（火）にかけて行われた「第1回ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラム」について、担当者にお話を伺ってきました。

記 者

ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラム（NL F）とはどのような会議なのですか？

担 当 者

N L Fでは、ASEANとG7各国の法務省等の若手職員が集まり、各国が抱える政策的課題や、法務・司法分野における共通の課題等について議論し、その成果についてプレゼンテーションや意見交換を行います。これにより、ASEANとG7という地域や社会的背景、制度的背景の違いを超えて相互理解を深め、長期的な信頼関係を構築することを目指し、ひいては国際的な法の支配を推進していくことを目的に、定期的に開催することとしている会議です。

記 者

ASEANとG7が一堂に集まる会議はあまり聞いたことがないですが、これまで実施されたことはあるのですか？



ASEAN・G7ネクスト・

担 当 者

リーダーズ・フォーラム ロゴマーク

昨年7月に実施した「ASEAN・G7法務大臣特別対話」は、ASEANとG7の法務閣僚等が一堂に会する史上初のものでした。この成果として、これからもASEANとG7の間で対話を続けていくことが重要であるとして、NL Fの創設が合意されたものであり、今回の開催が1回目となります。なお、「ASEAN・G7法務大臣特別対話」は、司法外交閣僚フォーラムのプログラムの1つとして開催されたものです。司法外交閣僚フォーラムの詳細は [「あかれんが第82号」](#) を御覧ください。

記 者

地理的にも遠く離れたASEANとG7が一堂に会する機会は、やはり滅多にない貴

重なものなのですね。第1回目となる今回は、どのような人が参加したのですか？

担 当 者

ASEAN及びG7の18の国・機関から55名が参加しました。参加者は各国から推薦された法務・司法分野の次世代を担う若手政府職員であり、プログラムは全て英語で行われました。なお、日本からも、官房国際課、民事局、刑事局、法務総合研究所から各1名ずつ、合計4名が参加しました。



小泉法務大臣、ソエプラウトASEAN事務次長、各国在京大使等とNLF参加者

記 者

どのようなプログラムだったのですか？

参 加 者

5日間にわたり、大きく分けて①グループディスカッション、②講義、③法務関連施設の見学を行いました。

グループディスカッションは、「ASEAN・G7各国での法務・司法分野における政策的取組や課題の共有」及び「ジェンダーの視点を含めた法務・司法分野の人材確保・育成の方策について」という2つのテーマについて、1日かけてディスカッションを行った後に、プレゼンテーションをそれぞれ行いました。

講義は、高島峻輔兵庫県芦屋市長、Mildred Bernadette B. Alvor フィリピン司法省検事及び川本裕子人事院総裁の3名から、各国の政策立案に関与するリーダーに必要な資質等についてお話ししていただきました。

法務関連施設の見学は、矯正施設（成人・少年）及び最高裁判所に加え、国会議事堂、更生保護施設において行いました。



グループディスカッションの様子 1



グループディスカッションの様子 2



プレゼンテーションの様子



矯正施設見学の様子

記 者

盛りだくさんな内容ですね！NLFがASEANとG7の間の相互理解の促進や長期的な信頼関係の構築を目指していることはよく分かりましたが、そもそもなぜ若手職員を対象としたのですか？

担 当 者

国際的な法の支配を推進していくには、ASEANとG7の枠組みを超えて対話を継続していくことが不可欠です。若手の段階からASEANとG7という地域や社会的背景、制度的背景の違いを超えて相互理解を深め、それぞれの業務で課題に直面した際に、互いに連絡を取り、相談し合える関係を構築することで、NLF参加者が各国の法務・司法分野のリーダーとなった際、その人脈を活かしつつ、ASEANとG7の協力の架け橋となり、また国際的な法の支配の推進役となってくれることを期待し、若手を対象としました。

参加者からは、「地理的にも分散したASEANとG7が一堂に集まる機会はこれまでなく、幅広く意見交換できたことは大変貴重」、「自国で課題に直面した際、互いに連絡を取り合うことができるネットワークが構築できた」等の声が寄せられており、第1回は盛況のうちに幕を閉じました。

各国からの期待に応え続けるため、第2回の開催に向けて、力を入れて準備を進めて

いこうと思っています！

記 者

第2回以降の開催にも引き続き注目していこうと思います！ありがとうございました！！



閉会式直後に撮影した集合写真

第1回ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラムの結果概要等詳細は以下を御覧ください。

公式ウェブサイト

「ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラムとは」

https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai02_00093.html



「第1回ASEAN・G7・ネクスト・リーダーズ・フォーラムの開催」

https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai02_00094.html



専用 X

[@MOJ_ASEAN_Japan](https://twitter.com/MOJ_ASEAN_Japan)



Vol.65 令和6年能登半島地震被災者のための無料法律相談について

令和6年能登半島地震の被害にあわれた方へ、心よりお見舞い申し上げます。
法テラスでは、**令和6年1月11日から令和6年12月31日まで**の間、
被災された方を対象に、弁護士・司法書士との無料法律相談を実施しています。

無料法律相談の対象者は？

令和6年1月1日時点（災害発生時）に、
災害救助法が適用された市町村の区域に、住所、
居所、営業所等があった方です。

どんな相談ができるの？

生活の再建に必要な民事法律問題について、広く
相談いただけます。

（例：不動産問題、金銭問題、相続問題など）

相談場所や相談方法は？

- ・ 面談又は電話で相談いただけます。
- ・ 面談の場合、全国の法テラスの事務所、契約弁護士・司法書士の事務所、弁護士・司法書士会の法律相談センターなどで相談が可能です。
- ・ 同一問題につき3回まで利用できます。
- ・ **相談には事前の予約が必要です。**



相談予約・お問合せ

- 電話から



おなやみレスキュー

0120-078309

相談予約：平日 9時～17時

お問合せ：平日9時～21時、土曜9時～17時

- Webサイトから（法テラスホームページ）

<https://www.houterasu.or.jp/site/saigai-higai/reiwa6nen-notohantojisin.html>

無料法律相談の詳細情報や
メール問合せ先も掲載しています。



■ 法テラスについて知りたい

● 法テラス公式X（旧：Twitter）



法テラス公式X（旧：Twitter）では、
制度情報・イベント情報・法律豆知識
など役立つ情報を配信しています！
フォロー随時募集中♪

[「法テラス公式X（旧：Twitter）」](#)

● 広報誌「ほうてらす」



【第58号】

特集：「学生生活と法律」

表紙・インタビュー

： 貴島明日香さん

広報誌には、法的トラブル解決に
役立つ情報が満載です♪
ホームページからも読むことができます。

[広報誌「ほうてらす」](#)

● 法テラス公式YouTubeチャンネル



「3分で解説！法テラスの使い方」など、法テラス
の業務内容や利用方法に関する動画をアップし
ています。ぜひご覧ください！

[「法テラス公式YouTubeチャンネル」](#)

■ 法テラスって？

私たち法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供や、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



国際協力部教官から（ラオス）

令和6年5月27日（月）から同年6月6日（木）までの間、ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」といいます。）の裁判官、検察官、司法省職員、国立大学教員及び弁護士らを対象とした本邦研修が実施されました。ラオスでは、令和5年7月から、JICAにより、法務・司法分野の中核となる人材が法律実務家としての能力を向上させることなどを目標とした「法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ2）」が実施されており（実施期間は5年間）、法務省はこれに協力しています。同プロジェクトの刑事法分野の活動として、現在は、過去のプロジェクトの成果物をより有効活用するための資料の作成を通じて、法律実務家が、刑事事件について、論理的かつ明確に法律を適用して説得的な判決等の結論を導く能力を向上させる活動を行っています。具体的には、ラオス刑法各論の条文のうち、ラオスでも問題となることの多い条文を選定し、それぞれの犯罪の構成要件を明らかにしつつ、具体的事例を題材にどのように構成要件該当性を判断して法を適用するのかを説明する資料の作成を行っています。現在のプロジェクトの最初の研修である今回の本邦研修は、同資料の作成のために有益と考えられる知見を共有することを目的として実施されました。

研修では、研究者や弁護士等の実務家の講師による充実した講義・意見交換のほか、警視庁科学捜査研究所等の訪問見学、法務総合研究所長との意見交換会も実施しました。研修参加者は、講師の話に真剣に耳を傾けていただけでなく、積極的に質問したほか、各自の意見を述べ合うなど、活発な議論を交わしていました。

本研修の振り返りでは、本研修で学んだ内容は非常に有意義なものであり、現在取り組んでいる資料の作成に役立てたいという声が数多く得られました。本研修の実現に御協力いただいた関係者の皆様方に、心より御礼を申し上げます。



講義の様子



全体写真（@法務省サンクン広場）

法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.22

～法務総合研究所（研修第一部・研修第二部・研修第三部・総務企画部研修事務部門）～

Q1 教官及び研修専門官ってどんな仕事？

法務省職員（注）に対する研修を実施しています。教官は、職員として必要な知識及び技能を教授し、研修専門官は、その実施に必要な事務を行っています。

多様化・複雑化する業務に的確に対応できるよう、講義・討議・実習など、当所の研修はなかなか充実しているですよ！

（注）法務省職員のうち、検察庁職員・法務局職員・保護局関係職員

Q2 最近のトピックスは？

本年6月、研修第一部教官等が、韓国の法務研修院を訪問しました。同院は、韓国の法務部（日本の法務省に相当）に所属する職員の研修や、法務行政に関する調査・研究を行っている機関です。同院の教授から、韓国における検事研修について説明していただき、意見交換を行いました。

他方、当所で行っている検事研修では、例年、韓国の検事数名を聴講生として受け入れており、日韓で交流しつつ研さんに努めています。



韓国法務研修院の教授陣と。建物にはハングルで「法務研修院」と書かれています。

Q3 教官及び研修専門官のやりがいって何？

研修を通じて職員の成長を手伝う仕事ですので、そのために、教官はより理解しやすい講義内容を考え、研修専門官も受講しやすい環境作りに尽力しています。研修初日に緊張していた研修員が、研修が進むにつれて研修員同士の絆を深めていき、最終日には成長した姿を見せてくれます。達成感に満ちあふれた面持ちを見て、教官も研修専門官も、研修に携われて良かったといつもやりがいを感じています。



検察事務官高等科研修のグループ研究（全体発表）の様子

Q4 心に残っているエピソードがあれば教えてください。

コロナ禍では研修の一時中断を余儀なくされました。その後は、従来型の集合方式に加えオンライン方式も活用して実施しています。「オンライン方式なので育児の都合で諦めていたが受講することができた」と思わぬ効果がありました。一方、「集合方式で全国の仲間と苦労をともにして達成感が得られた」との声を聞き、研修を実施できる喜びを実感しました。



全国の研修員のうち、一部の在京の研修員が法務総合研究所の教室で
オンライン研修を受講している様子